

ASIA FOCUS NEWSLETTER

Newsletter

February 2026

本ニュースレターに関する お問い合わせ先

勝山 正雄
パートナー
+81 3 6271 9517
masao.katsuyama@bakermckenzie.com

竹中 陽輔
パートナー
+81 3 6271 9548
yosuke.takenaka@bakermckenzie.com

富本 聖仁
パートナー
+81 3 6271 9710
seiji.tomimoto@bakermckenzie.com

和田 卓也
パートナー
+81 3 6271 9716
takuya.wada@bakermckenzie.com

北村 裕幸
カウンセラー
+81 3 6271 9758
hiroyuki.kitamura@bakermckenzie.com

植原 涼
アソシエイト
+81 3 6271 9476
ryo.uehara@bakermckenzie.com

山内 真実
アソシエイト
+81 3 6271 9471
mami.yamauchi@bakermckenzie.com

Asia Focus Newsletter 2026 年 2 月版

Asia Focus Newsletter は、ベーカーマッケンジーのアジア地域におけるネットワークを最大限に活かし、日本企業の関心が高いと思われるアジア地域での近時のリーガル・ニュースを毎月タイムリーにお届けします。

詳細については、各見出しをクリックし、英語版をご覧ください。

タイ：2026 年 1 月の社会保障基金拠出金算定のための賃金上限額引き上げに関する改正 (2025/12/29)

2026 年 1 月から、社会保障基金（SSF）の拠出金算定に用いられる賃金上限額が引き上げられ、17,500 パーツが適用されることになった。この変更は、30 年以上据え置かれてきた上限額を現代の経済状況に合わせ、基金のキャッシュフローを強化する目的で段階的に実施されるものである。上限額の引き上げに伴い、雇用主と従業員の月額拠出金も増額されるため、雇用主は適切に控除・納付を行い、従業員にもその変更内容を周知する必要がある。

ベトナム：2025 年知的財産法 — デジタル経済を取り込み、執行を強化する大規模改正 (2025/12/15)

2025 年 12 月 10 日、ベトナム国会は知的財産法の大幅改正を可決し、デジタル経済への対応及び権利保護強化を目的とする包括的改革を導入した。改正法は 2026 年 4 月 1 日に施行され、著作権及び著作隣接権・産業財産権・仲介事業者責任・執行の四分野で大きな改定が行われる。具体的には、AI 学習目的のデータ利用明確化、意匠保護の拡大、手続期間の短縮や迅速審査の導入、オンライン侵害への対応強化が含まれる。これにより企業は実務対応の再検討を迫られることとなる。

香港：香港におけるプロフェッショナル投資家分類の意義と実務上の留意点 (2025/12/2)

香港の金融サービス市場では、プロフェッショナル投資家（PI）分類が依然として重要な論点であり、近時の SFC による公的執行事例がその重要性を改めて示している。PI 分類は、ライセンス条件、投資商品の提供制限、その他各種行為規制に関する適用除外の利用等に直接関わるため、正確な判断が不可欠である。実際、誤った PI 判定により、非 PI 顧客に PI 限定商品の販売を行ってしまった事例や、Securities and Futures Ordinance 第 103 条(3)(k)の例外に依拠して集団投資スキーム持分の勧誘を行った事例等が摘発されており、PI 分類の正確な理解が求められる。



編集後記

今月号担当の竹中、北村、植原、山内です。

東南アジア・香港の近時の法規制動向を見ると、社会保障、知的財産、金融規制といった分野で、経済構造の変化や市場実務の高度化に対応するための制度整備が急速に進んでおります。いずれの改正も企業側に追加の実務対応やコスト負担を求める内容であり、特に香港のPI分類やベトナムの知財法改正のように判断プロセスの厳格化が求められる領域では、誤りが即規制違反につながる点に注意を要します。これらの動きは、企業が各国の制度改正を継続的にモニタリングし、グローバルなコンプライアンス体制を強化する必要性が一段と高まっていることを示しているといえます。



竹中



北村



植原



山内